

1. 議事日程

[令和6年第4回安芸高田市議会臨時会第1日目]

令和6年11月28日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第8号 専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】
日程第4 承認第9号 専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）】
日程第5 発議第4号 監査請求に関する決議について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	小 松 かすみ	2番	水 戸 真 悟
3番	南 澤 克 彦	4番	田 邊 介 三
5番	山 本 数 博	6番	新 田 和 明
7番	芦 田 宏 治	8番	山 根 温 子
9番	先 川 和 幸	10番	石 飛 慶 久
11番	山 本 優	12番	宍 戸 邦 夫
13番	秋 田 雅 朝	14番	金 行 哲 昭
15番	児 玉 史 則	16番	大 下 正 幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

10番 石 飛 慶 久 11番 山 本 優

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

市 長	藤 本 悅 志	副 市 長	杉 安 明 彦
総務部長	新 谷 洋 子	企 画 部 長	高 下 正 晴
産業部長	森 岡 雅 昭	総務課長	佐々木 満 朗
財政課長	沖 田 伸 二	農林水産課長	森 田 修
行政委員会総合事務局長	竹 本 繁 行		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長 高藤 誠 事務局次長 藤井 伸樹
総務係長 日野 貴恵 主任主事 山口 渉

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 大下議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。  
高藤事務局長。  
○高藤事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について1件の報告がありました。  
第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について1件の報告がありました。  
第4点、監査委員より、令和6年9月分及び10月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれ写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。

- 大下議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、10番 石飛議員及び11番 山本議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

- 大下議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。  
山本議会運営委員長。  
○山本議会運営委員長 報告いたします。令和6年第4回臨時会の運営につきまして、去る11月21日議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日1日といたしました。  
次に、本臨時会に付議されます案件は、承認2件、発議1件の計3件でございます。  
議案審議についてですが、付議された承認第8号、第9号と発議第4号

は、委員会付託を省略し、提案理由を説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。

以上、報告を終わります。

○大下議長 お諮りします。ただいまの報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 承認第8号 専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】

○大下議長 日程第3、承認第8号「専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】」の件を議題といたします。議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 本件は、10月27日執行の衆議院議員選挙に伴う費用を、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ追加したものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月9日付で専決処分しましたので、承認を求める。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、要点の説明をいたします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,784万6,000円を追加し、予算の総額を201億8,005万4,000円としたものです。

これは、10月27日執行の衆議院議員選挙に要する費用を計上したもので、準備に関する事務などを早急に始める必要があり、緊急を要したため、10月9日付で専決処分いたしました。

10ページ、11ページをお開きください。

歳入ですが、16款の県支出金は、衆議院議員選挙費委託金で2,784万6,000円を計上しました。

続いて、13ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄の一般職員人件費は選挙に当たって必要となった時間外手当や、休日勤務手当などを計上したものです。

次に、衆議院議員選挙費は、ポスター掲示板設置撤去委託料や投票所入場はがきなどの郵送料を計上したものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○大下議長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案は委員会の付託を省略したいと思いますので、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、承認第8号「専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 承認第9号 専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）】

○大下議長 日程第4、承認第9号「専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）】」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。

○藤本市長 本件は、11月1日からの大雨災害に係る災害復旧費を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加したものです。  
地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年11月19日付で専決処分しましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○大下議長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、要点の説明をいたします。  
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を201億8,505万4,000円としたものです。  
これは、11月1日からの大雨災害に係る農地、農業用施設の災害復旧の設計に要する費用を追加したもので、災害査定に向けて早急に始める必要があり、緊急を要したため、11月19日付で専決処分いたしました。  
12ページ、13ページをお開きください。

歳入ですが、19款の繰入金は、財政調整基金繰入金を240万円増額しました。

22款の市債は、災害復旧債を260万円増額しました。

続いて、15ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄の農地災害復旧費は調査設計委託料を500万円増額したものです。

ここで、6ページに戻ってください。地方債の補正です。

先ほど説明しました災害復旧債を260万円増額して、補正後の限度額を1億1,530万円としたものです。

以上で、要点の説明を終わります。

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

南澤議員。

今回の農地災害復旧ということで、対象となる被害のあったと思われる場所の詳細をお聞かせいただければと思います。

答弁を求めます。

森田農林水産課長。

今回の災害復旧事業でございますけれども農地災害5件、これは吉田町1件、高宮町4件でございます。

続いて施設災害2件、これは高宮町2件、農道と水路の被災でございます。

以上でございます。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、承認第9号「専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 発議第4号 監査請求に関する決議について

○大 下 議 長　　日程第5、発議第4号「監査請求に関する決議について」の件を議題といたします。

本件に関しましては、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、南澤議員の退場を求めます。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長　　休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、芦田議員。

○芦 田 議 員　　発議第4号「監査請求に関する決議について」、提案理由の説明をいたします。

先般、市民から議会に提出された調査要望書について疑義があつたため、業務の執行方法等の経緯等、執行部から資料の請求及び説明員の出席を求め、空き家を活用した定住PR業務、地域おこし協力隊活動サポート業務、地域おこし協力隊募集支援業務、スマートフォン教室開催支援業務について、所管である総務文教常任委員会において、令和6年10月21日、所管事務調査を実施しました。

所管事務調査の結果、(1) 安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱では、市と契約を行う受託業者と雇用契約のある者を協力隊員とするよう示しているが、契約を締結した協力隊員はアキタカターンズの職員ではないが、安芸高田市地域おこし協力隊員設置要綱に反するのではないか。

(2) 令和2年から令和5年まで、全て1社の随意契約となっているが、安芸高田市財務規則には、随意契約の見積書の徴収では第100条で「契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」となっており、財務規則や地方自治法に反するのではないか。

また、この間、見積書提出から契約までの金額が同額となっているが、このことは適正な事務と言えるのか。

(3) 受託業者の支出が、契約書どおり適正に支払われているか。

(4) 入城500年映像記録撮影業務、入城500年記念デザイン業務、スマートフォン教室開催支援業務については、参考見積書を徴収しない中で設計金額を作つて予定価格と同額で応札しているが、この契約について問題はないのか。

以上の4点について監査請求を行い、その結果により、議会としてどのように対応するか判断するべきであるという結論に達したため、監査

- 請求に関する決議を提出するものであります。
御審議のほど、よろしくお願ひします。
- 大下議長 以上で、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。
(討論なし)
- 大下議長 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
山本議員。
- 山本数博議員 5番、討論に参加し、賛成の立場で討論を行います。
本対象業務は、主に協力隊の雇用に係る業務でありますが、本業務は、業務委託型として発注されています。この業務は、国の示した要綱や市の要綱に照らして逸脱した内容になっていますが、執行部は総務省に確認をし、了解を得たとのことで、4年にもわたり業務を執行しています。
この行為は、行政により当該事業者が受注できるように環境を整えたという疑いが晴れません。
その結果、4年にわたり当該事業者のみでの入札により、全て受注額が予定額と同額という信じられない結果が生まれています。加えて、協力隊事業以外の業務においてもこの事業者が優先されて入札に参加し、1事業を除き予定価格と同額で落札しています。これらの状況から、官製談合の疑いが晴れません。
こうしたことから、業務の執行が国の要綱、市の要綱や財務規則などの整合性や委託金の執行状況など、議会では是非の判断することが困難であるため監査委員に業務の執行の是非を求めるに賛成いたします。
以上です。
- 大下議長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。
(討論なし)
- 大下議長 賛成討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。
- これより、発議第4号「監査請求に関する決議について」の件を起立により採決いたします。
- 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第4回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員